

議案第四号

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う公の施設の貸室使用料の減額措置終了について

令和六年一月二十二日

港区教育委員会

令和6年1月22日
教育委員会議案資料 No. 2

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う公の施設の
貸室使用料の減額措置終了について

審議内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、令和3年2月1日から講じてきた団体利用における貸室の使用料の減額措置について、令和6年3月31日をもって終了します。

1 経過

令和3年2月1日から、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、公の施設の貸室の利用人数を定員の50%以下に制限したことに伴い、利用団体の負担軽減策として使用料を1/2とする減額措置を講じてきました。

なお、この措置については、5類感染症に移行後も、継続されています。

2 減額措置終了の理由

経過措置期間が令和6年3月31日に終了するため。

3 対象

生涯学習センター、青山生涯学習館、学校施設（学校プールの団体貸切）

4 適用終了日

令和6年3月31日（日）

5 告示日

令和6年1月26日（金）予定

6 周知方法

区ホームページ、港区施設予約システムのお知らせ欄、区X（旧Twitter）、各施設への掲示等により周知します。